令和８年度茨城県フリースクール連携推進事業（授業料等）補助金交付要綱　変更箇所

改正後	現行（令和７年度）
令和８年度茨城県民間フリースクール連携推進事業（授業料等）補助金交付要綱	**令和７年度茨城県フリースクール連携推進事業（授業料等）補助金交付要綱**
（補助金の交付申請及び実績報告） 第３条　補助金の交付を受けようとする対象通所世帯（以下、授業料等補助申請者）は、令和８年度茨城県民間フリースクール連携推進事業（授業料等）補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて、実施要領で定める期日までに、茨城県教育委員会教育長（以下、県教育長）に提出しなければならない。ただし、(1)、(2)に係る書類に関しては、初回申請時のみの提出とする。 (3)　令和８年度茨城県民間フリースクール連携推進事業（授業料等補助）補助金の交付申請受給に係る申立書（様式第３号）	（補助金の交付申請及び実績報告） 第３条　補助金の交付を受けようとする対象通所世帯（以下、授業料等補助申請者）は、令和７年度茨城県フリースクール連携推進事業（授業料等）補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて、実施要領で定める期日までに、茨城県教育委員会教育長（以下、県教育長）に提出しなければならない。ただし、(1)、(2)、(3)に係る書類に関しては、初回申請時のみの提出とする。 (3)　授業料等補助受給に係る申立書（様式第３号）
（補助金の交付決定及び額の確定） 第４条　県教育長は、前条の交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付決定及び交付すべき補助金の額の確定を行い、授業料等補助申請者に対し、授業料等補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第５号）により通知するものとする。 ２　不交付決定の場合は、補助金不交付決定通知書（様式第５の２）により行うものとする。	（補助金の交付決定及び額の確定） 第４条　県教育長は、前条の交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、内容を審査するとともに、その適否を決定し、授業料等補助申請者に対し、授業料等補助金交付決定及び額確定通知書（様式第５－①号）により通知するものとする。 ２　不交付決定の場合は、補助金不交付決定通知書（様式第５－②号）により行うものとする。
（交付の取消し等） 第６条　県教育長は、授業料等補助申請者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を取り消し、補助金の交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。 (1)　実施要領４(4)に規定する補助要件に該当しなくなったとき	（交付の取消し等） 第６条　県教育長は、授業料等補助申請者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を取り消し、補助金の交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。 (1)　実施要領４(4)に規定する補助要件に該当しなくなったとき

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき (3) 同一の経費について他の補助金等との重複受諾が判明したとき (4) その他、県教育長が不適当であると認めるとき	(2) その他、県教育長が不適当であると認めるとき
別表（第２条関係） 補　助　対　象　経　費 フリースクールへの通所に係る授業料等（他の地方公共団体から同一の経費について補助金、助成金その他これらに類する給付を受ける場合は、当該申請額、交付決定額又は給付額を控除した額とする。）	別表（第２条関係） 補　助　対　象　経　費 フリースクールへの通所に係る授業料等
補助率 ２分の１以内 （1か月 100 円未満切り捨て）	補助率 ２分の１以内 （1,000円未満切り捨て）
付　則 この要綱は、令和８年４月１日から施行する。	付　則 この要綱は、令和７年４月１日から施行する。